

平成28年(ワ)第12785, 17680, 28219, 平成29年(ワ)32358号

平成30年(ワ)第34522号 損害賠償等請求事件

本訴原告(反訴被告) 部落解放同盟 外248名

本訴被告(反訴原告) 示現舎合同会社 外2名

### 証拠申出書

平成31年3月13日

東京地方裁判所民事第13部合B係 御中

本訴被告(反訴原告)	示現舎合同会社
上記代表者代表社員	宮部 龍彦
本訴被告(反訴原告)	宮部 龍彦
本訴被告(反訴原告)	三品 純

#### 第1 証人尋問の申出

##### 1 証人の表示

〒252-0021 神奈川県座間市緑ヶ丘6-1-23-102号

被告 宮部龍彦

(呼出・主尋問 30分)

##### 2 立証の趣旨

部落の地名情報には公共性があること。『全国部落調査』は原告らの権利を侵害しないこと。

##### 3 尋問事項

(1) 証人と部落との関わりについて

- (2) 国・地方自治体等が行っている同和行政について
- (3) 部落の特定方法について
- (4) 『全国部落調査』の学術的価値について
- (5) その他上記に関連する事項

## 第2 証人尋問の申出

### 1 証人の表示

〒214-0034 神奈川県川崎市三田4-1-11-5号

被告 三品純

(呼出・主尋問 15分)

### 2 立証の趣旨

証人が『全国部落調査』の出版に関わっていないことについて。

証人が原告らにより損害を被ったことについて。

### 3 尋問事項

- (1) 『全国部落調査』の出版が企画された時期の証人の状況
- (2) 原告川口泰司により集会から排除されたことについて
- (3) 原告らから取材妨害を受けたことについて
- (4) この訴訟による証人の負担について
- (5) その他上記に関連する事項

## 第3 証人尋問の申出

### 1 証人の表示

〒520-0801 滋賀県大津市におの浜四丁目1番14号

原告 丸本千悟

(呼出・主尋問 15分)

2 立証の趣旨

部落解放同盟の会員の情報はプライバシーにあたらぬこと。

3 尋問事項

(1) 部落解放同盟滋賀県連合会の名簿が流出した経緯

(2) 上記への対応と影響

(3) その他上記に関連する事項

第4 証人尋問の申出

1 証人の表示

〒111-0023 東京都台東区橋場 2-17-10-202

原告 近藤登志一

(呼出・主尋問 20分)

2 立証の趣旨

『全国部落調査』の出版禁止が学問の自由、表現の自由を侵害すること。

3 尋問事項

(1) 社会事業大学図書館が所蔵する『全国部落調査』が利用禁止とされた経緯

(2) 部落解放同盟東京都連合会の活動実態について

(3) その他上記に関連する事項

## 第5 証人尋問の申出

### 1 証人の表示

〒535-0004 大阪府大阪市旭区生江 3-16-11-712

原告 北口末広 (呼出・主尋問 20分)

### 2 立証の趣旨

『全国部落調査』が個人の権利を侵害するものではないこと。

### 3 尋問事項

(1) 1975年の「部落地名総鑑事件」と証人の関係について

(2) 証人が把握している、企業による部落の調査方法について

(3) 差別をなくすためなら部落の場所を調べても許されるという趣旨の講演会等での発言について

(4) その他上記に関連する事項

## 第6 証人尋問の申出

### 1 証人の表示

〒533-0032 大阪府大阪市東淀川区淡路 1-1-11-704

原告 中本順一 (呼出・主尋問 20分)

### 2 立証の趣旨

『全国部落調査』が個人の権利を侵害するものではないこと。

### 3 尋問事項

- (1) 証人の経歴について
- (2) 『市同促協創立 50 周年記念誌 50年のあゆみ』が頒布された経緯について
- (3) 大阪市人権協会が解散された経緯について
- (4) その他上記に関連する事項

## 第7 証人尋問の申出

### 1 証人の表示

〒123-0845 東京都足立区西新井本町 4 丁目 30-2

原告 上川多実

(呼出・主尋問 15分)

### 2 立証の趣旨

部落解放同盟の会員の情報はプライバシーにあたらぬこと。

### 3 尋問事項

- (1) 裁判の原告の一覧がインターネットで公開されたという記事について
- (2) その他上記に関連する事項

## 第8 証人尋問の申出

### 1 証人の表示

〒838-0143 福岡県小郡市小板井 428-2-8

原告 組坂繁之

2

(呼出・主尋問 10分)

3 立証の趣旨

『全国部落調査』が個人の権利を侵害するものではないこと。

4 尋問事項

(1) 「寝た子をおこす」ということについての書籍における記述内容について

(2) その他上記に関連する事項

以上